

2026年（令和8年）6月1日より 入院時食事療養費及び入院時生活療養費が 改定されます

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

70 歳未満	70 歳以上	標準負担額(1 食当たり)	
		令和8年5月 31 日まで	令和8年6月 1 日から
一般及び現役並み所得者の方 (ア・イ・ウ・エ)		5 1 0円	5 5 0円
難病患者の方		3 0 0円	3 3 0円
住民税非課税 (才)	低所得Ⅱ (*1)	過去1 年間の入院期間が9 0 日以内	
		2 4 0円	2 7 0円
		過去1 年間の入院期間が9 0 日超	
		1 9 0円	2 2 0円
	低所得Ⅰ (*2)	一般病棟(2病棟・3病棟・5病棟)にご入院の場合	
		1 1 0円	1 3 0円
		療養病棟(4 病棟)にご入院の場合	
		1 4 0円	1 6 0円

注：

(*1) ①世帯全員が住民税非課税であって、(*2)以外の方

(*2) ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、
あるいは②老齢福祉年金受給権者の方

なお、(*1)、(*2)に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

十善病院

令和8年6月1 日